

令和7年度

定期監査（静岡市井川財産区）
結果報告書

令和8年3月6日

静岡市監査委員
同
同
同

深 澤 俊 昭
白 鳥 三和子
堀 努
石 井 孝 治

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和7年度定期監査（静岡市井川財産区）

2 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務事業等も対象とした。

第4 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- 3 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。
- 4 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他事務の執行が適正に行われているかについて、合規性（法令、条例、規則等に違反していないか）、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

| 監査の区分 | 実施場所 | 日程 |
|-------|--------------|---------------------------|
| 予備監査 | 監査委員事務局執務室など | 令和7年11月7日から 令和8年3月6日まで |

第7 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

1 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

2 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

用語説明

1 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は次のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡県監査基準（令和2年静岡県監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

注)本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。